

京都市告示第320号

京都市梅小路公園条例施行規則第2条の規定に基づき、「遊戯用電車」を供用しない日について、次のとおり臨時変更する。

平成30年10月5日

京都市長 門川 大作

区分	期間	供用しない日	
遊戯用電車	平成30年10月6日(土)から平成31年3月10日(日)まで	変更後	平成30年10月6日(土)から平成31年3月10日(日)まで
		現行	月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日に関する法律に規定する休日に当たる日並びに7月及び8月の火曜日から金曜日までを除く。)並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(建設局みどり政策推進室)